

## 第6次千葉県男女共同参画計画（骨子案）の変更について

### ◎骨子案からの主な変更点

国の第6次男女共同参画基本計画案（基本的な考え方）[参考資料] や懇話会委員からの御意見、及び府内関係課との協議等を踏まえて変更を加える。

#### （1）計画策定の背景として、テクノロジーの急速な進展 を追加

【理 由】 国の第6次男女共同参画基本計画案（基本的な考え方）を踏まえ追記。

#### （2）基本目標Ⅰ 施策項目③ 施策の基本的な方向1 について

「家事・育児・介護への支援の促進」から

「家事・子育て・介護への支援の促進」に変更

【理 由】 ライフステージに応じて、より広範な子どもの成長全般を示す意味を持つ「子育て」に変更。

#### （3）基本目標Ⅲ 施策項目② 施策の基本的な方向4 について、

「高齢者・障害者・外国人など

「社会生活上の困難な問題を抱える方への理解の促進・支援」から

「高齢者・障害のある人・外国人・性的マイノリティなどが

「ジェンダーに基づいて抱える問題への理解の促進・支援」に変更

【理 由】 本計画の目指す姿は、多様性尊重条例を基礎として設定しており、条例の趣旨や理念等を示す前文における、「私たちの社会が、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成」にあわせて表記することとし、性的指向や性自認を総称する「性的マイノリティ」及び「ジェンダー（社会的文化的性）」について追記。

#### （4）基本目標Ⅳ 施策項目①について、

「固定的性別役割分担意識や

「無意識の偏見を解消するための意識改革の推進」から

「固定的性別役割分担意識や

「無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進」に変更

【理 由】 誰もが潜在的に持っている無意識の思い込みや偏見について、広く解消すべきものであるため追記。